

ことうら議会だより

2020年2月1日発行 第63号



トピックス

- 議員提出議案8件……………P. 2～
- 滞納を考える……………P. 12～
- 一般質問……………P. 16～

クログネモチ（黒鉄藕）
花の少ない冬を赤い実で彩る。

発行 鳥取県琴浦町議会

編集 議会広報常任委員会

電話／(0858) 52-1710

FAX／(0858) 52-1718



UD
FONT

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2013010500017>

なくする条例の一部改正を可決 に関する決議(100条委員会)は否決

12月定例会のあらまし

令和元年12月定例会は、12月6日から19日まで開かれた。町長提出議案としては、各補正予算、会計年度任用職員制度等に係る関係条例の制定、職員給与に関する条例の一部改正。一向平キャンプ場の指定管理者指定等が可決された。

議員提出議案としては、委員会を4常任委員会から3常任委員会に変更。「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を改正。東伯総合公園サッカー場の人工芝改修、及びワイナリー施設建設に伴う農業振興地域の「農用地」区域除外の決議が可決となった。

議員提出議案第20号 琴浦町部落差別とあらゆる差別をなくする条例の一部改正について

押本議員から条例改正案が提出され、賛同者7名で提案され可決した。

賛同者：井木、青亀、高塚、新藤、大平、福本、角勝

提案理由趣旨

昨今の議会本会議等での議論・質疑・答弁で明らかなように、人権に関する件について、その優劣・上下関係がないのは自明のことである。

しかるに、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」には「部落差別をはじめ」という、あたかも「部落差別」問題が最優先事項であるかのような文言が多くの条項に記されている。このことは、人権問題に優先順位がないということと矛盾する。よって、整合性のある「琴浦町あらゆる差別をなくする条例」として改正を求めるものである。

補足説明

「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害された」という生活改善等の側面と人権という側面とを組み合わせてきた同和問題が、少なくとも30年以上、16兆円余りを投じた結果、生活環境等の整備はほぼ完了しているが、差別がなくなったわけではない。したがって、人権問題としての部落差別問題を扱うべきである。

討

論

賛成 (井木 議員)

条例を改正すべき時期が来た。今後は「あらゆる差別」をなくすということで賛同を得たい。

反対 (澤田 議員)

幅広く町民の意見を聞きながら、この問題は町で検討することが大事である。

賛成 (青亀 議員)

社会の進歩に合わせ、今の人権問題はなにが問題か直視すべき。歴史的時期に来ている。

賛成

11

反対

3

部落差別撤廃とあらゆる差別を 監査の適正化問題調査に

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（平成16年琴浦町条例第125号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>琴浦町あらゆる差別をなくする条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、差別により今も人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民に基本的人権を保障し、差別をなくし、住みよい琴浦町（以下「町」という。）の実現を目的とする。</p> <p>(町の役割) 第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(町民の役割) 第3条 町民は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくするための施策に協力するものとする。</p> <p>(町の施策等) 第4条 町は、あらゆる差別をなくするため、社会福祉の増進、産業の振興、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(人権啓発活動の充実) 第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発事業の充実に努め、差別を許さない社会的環境の醸成に努めるものとする。</p> <p>(実態調査等の実施) 第6条 町は、前2条の施策の推進のために、必要に応じ実態調査等を行うことができる。</p> <p>(推進体制の充実) 第7条 町は、あらゆる差別をなくするための施策を推進するため、国、県等と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(審議会) 第8条 町は、あらゆる差別をなくするための事項を審議するため、琴浦町差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民に基本的人権を保障し、<u>根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加により、差別のない住みよい琴浦町（以下「町」という。）の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(町の責務) 第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(町民の責務) 第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重しあい、<u>部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。</u></p> <p>(町の施策等) 第4条 町は、<u>部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的に策定し、その推進に努めるものとする。</u></p> <p>(人権啓発活動の充実) 第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体等との連携を図り、啓発事業の充実に努め、差別を許さない人権擁護の社会的環境の醸成に努めるものとする。</p> <p>(実態調査等の実施) 第6条 町は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査等を行うものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第7条 町は、<u>部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策を推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</u></p> <p>(審議会) 第8条 町は、<u>部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項を調査審議するため、琴浦町差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議員提出議案第21号 監査の適正化問題調査に関する決議について

大平議員から「監査の適正化問題調査に関する決議」案が井木議員の賛同を得て提出されたが、賛成少数で否決。内容は地方自治法第100条第1項の規定により監査の適正化事務、固定資産税の同和減免及び同和対策に係る議会介入について調査を行うものとする（※100条委員会の設置）。

提案理由趣旨

平成31年6月、町議会は監査委員に対して町が行っている同和対策について監査を請求した。9月議会で報告されたが監査結果に対する質疑が成り立たず、日を改めた質問項目を事前通告した質疑においても十分な監査結果を確認することができなかった。解明できなかった問題点の調査は議会の責務となっている。

固定資産税の減免は、地方税法によれば個人を想定。行政区を一律に減免することはできない。税の賦課徴収を怠る危険性が強く、厳格な調査が必要である。

一般質問において高塚議員が減免対象の「行政区はどこか」と聞いたことに端を発した一連の問題で、執行部の「差別事象報告書」の提出要求など議会に対する介入があった。改めて2元代表制の地方議会の権能が問われている。

※100条委員会とは

自治体の事務に関して疑惑や不祥事があった際、事実関係を調査するため、地方自治法第100条に基づいて地方議会が設置する特別委員会のことをいう。関係者の出頭や証言、記録提出を求めることができるなど、強い調査権限を持つ。虚偽の証言をした場合は5年以下の禁錮刑、正当な理由がないのに証言を拒否した場合などは6カ月の禁錮刑や10万円以下の罰金を科すことができる。

討

論

賛成（井木 議員）

100条委員会を立ち上げたうえで、いろんな調査権限を行使すべきだと考える。

反対（前田智 議員）

大変な罰則規定がある100条委員会を設置するほどの問題ではないと結論づける。

賛成（青亀 議員）

極めて深刻な問題である。調査の信頼性・正確性を担保するためには委員会の設置が必要だ。

反対（桑本賢 議員）

100条委員会を開催してやるべき課題ではない。

賛成

6

反対

8

議員提出議案第17号

「東伯総合公園サッカー場の人工芝改修による施設の多目的利用と住民の健康増進並びに持続的な施設運営についての請願に関する決議」

町体育協会サッカー部から、①平成30年度琴浦町公共施設レビュー結果の尊重、②人工芝改修による施設の多目的利用と住民の健康増進、③JFAサッカー施設設備事業の活用による町財政負担の軽減を求める請願が提出され、本会議では2名の議員から反対があり下記の討論がなされ、元年請願第5号は賛成多数で採択。

議員提出議案第17号「東伯総合公園サッカー場の人工芝改修による施設の多目的利用と住民の健康増進並びに持続的な施設運営についての請願に関する決議」は全会一致で可決した。 (10ページを参考)

請願に対する

討

論

採択 (青亀 議員)

好条件でサッカー場を整備しようとする提案である。人工芝にすれば利用率は3倍になる。

採択 (福本 議員)

現状では管理が不十分。天然芝はお金がかかる。人工芝の提案は、コスト面からみても賛成。

採択 (押本 議員)

日本サッカー協会の補助率は非常に高く、照明設備もあるので多目的に利用できる。施設レビューでも人工芝などで稼働率をあげるようアドバイスされている。

不採択 (桑本賢 議員)

総合公園の活性化には賛成するが、芝の張替えや管理をしっかりすることが正論である。

不採択 (井木 議員)

芝発祥の地である。町が天然芝を生かせる管理を充実させることがサッカーの原点だ。



東伯総合公園サッカー場

議員提出議案第18号

「農業振興地域農用地区域除外に関する処理の経過並びに結果の報告を求める決議」



ワイナリー計画地の農業振興地域農用地区域除外の請願は、昨年9月定例会で農林建設常任委員会へ付託され、継続審査となっていた。今回、全会一致で採択し、議会として推進することを決議した。

詳細は11ページ。

討 論

議案第108号

琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

賛成 (澤田 議員)

同一労働同一賃金が根底にあり、任用制度職員に対する期末手当や昇給も可能となる。

反対 (青亀 議員)

労働条件が改善されることは嬉しいが、公務員制度の本来あるべき姿を問うべき。

賛成 11 反対 2

反対 (高塚 議員)

期末手当を出すかわりに本給を下げるのは何のための改革か。

議案第109号

琴浦町会計年度任用職員制度等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

賛成 12 反対 2

反対 (青亀 議員)

条件が良くなる反面、責任が重くなる。

反対 (高塚 議員)

108号と連動なので反対。

議案第110号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

賛成 13 反対 1

反対 (高塚 議員)

原則的には町外に異動ということがないのに、住居手当を出す根拠はない。

議案第111号

琴浦町特別職で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について

賛成 12 反対 2

反対 (大平 議員)

人事院の給与勧告にならい、町長などの特別職にまで給与を引き上げる合理性がない。

議案第112号

琴浦町カウベル調理加工等施設条例の一部改正について

賛成 9 反対 5

反対 (青亀 議員)

調理加工施設は町の施設として必要ない。JAに譲渡し、管理もすべて任せるべき。

議案第125号

琴浦町カウベル調理加工等施設に係る指定管理者の指定について

賛成 10 反対 4

反対 (青亀 議員)

指定管理にするよりも無償譲渡により、施設を必要としているJA鳥取中央に譲渡すべき。

議員提出議案第14号

琴浦町議会の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について

賛成 (新藤 議員)

国家公務員の改訂と同様に、改正を守るということであるので賛成とする。

反対 (大平 議員)

先述の通り、町民の理解が得られるのかを考えると、この提案には無理がある。

賛成 13 反対 1

議員提出議案第16号

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

賛成 (新藤 議員)

若い方の政治参画のため、条件を改善し安定できるような暮らしになればよいと思う。

反対 (青亀 議員)

課題に対して年金で対応するのは本末転倒である。国民年金の改善を図るべきである。

賛成 12 反対 2

陳情第9号

桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について (陳情)

採択 (高塚 議員)

本件については実態解明と問題の是正が必要である。議会の考え方や品格が問われる。

不採択 (押本 議員)

基本的には趣旨採択であるが、議員自体が発議して意見を国に申し上げるべきである。

採択 (青亀 議員)

世論調査では、7~8割が不明瞭で解明すべきだとしている。議会の役割を果たすべき。

不採択 (前田敬 議員)

本来は地方で功労があった方たちの労いの場である。遡及すれば参加を否定することになる。

採択 (福本 議員)

国会会期中に明確にできなかったものが多々ある。何らかの形で質すべきだと考える。

賛成 7 反対 7

議長裁決により不採択

陳情第10号 放送法における「受信設備の設置」概念の法に適合した運用について（陳情）

採択（高塚 議員）

放送法はラジオやテレビの時代の法律で、もうそういう時代ではない。国に意見すべき。

不採択（福本 議員）

NHKに対しては議論の最中である。今は様子を見るべきという立場で不採択とする。

賛成 4 反対 10

不採択（押本 議員）

趣旨採択ではあるが不採択とする理由は既述の通り。議会が国に意見するものでもない。

陳情第11号 NHK放送のスクランブル化及び、希望者との契約の締結に係る検討の開始を求める意見書の提出について（陳情）

採択（高塚 議員）

70年前に作られた法律に基づいた公共放送の体制ではなく、抜本的に改革すべき。

不採択（福本 議員）

NHKのありかたに関しては、内外で検討している段階であり、大きな枠で検討すべき。

賛成 4 反対 10

不採択（押本 議員）

NHKだからこそその番組も多々ある。ハイテク機器に関し議員自身がかつと勉強すべき。

賛否が分かれた議案等の起立採決による審議の結果

	審議結果	議員																
		賛成	反対	前田 敬孝	角勝 計介	福本まり子	押本 昌幸	大平 高志	澤田 豊秋	桑本 賢治	新藤 登子	高塚 勝	手嶋 正巳	青亀 壽宏	前田 智章	桑本 始	井木 裕	小椋 正和
「桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について（陳情）」	不採択	7	7	×	○	○	×	×	×	○	○	○	×	○	×	×	○	※
放送法における「受信設備の設置」概念の法に適合した運用について（陳情）	不採択	4	10	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○	議	
NHK放送のスクランブル化及び、希望者との契約締結に係る検討の開始を求める意見書の提出について（陳情）	不採択	4	10	×	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	議	
東伯総合公園サッカー場の人工芝改修による施設の多目的利用と住民の健康増進並びに持続的な施設運営についての請願	採択	12	2	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	議	
琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	可決	11	2	○	○	○	○	○	○	○	×	退	×	○	○	○	議	
琴浦町会計年度任用職員制度等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	12	2	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	議	
琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について	可決	13	1	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	議	
琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	可決	12	2	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	議	
琴浦町カウベル調理加工等施設条例の一部改正について	可決	9	5	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	議	
琴浦町カウベル調理加工等施設に係る指定管理者の指定について	可決	10	4	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	議	
琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	可決	13	1	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	議	
厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について	可決	12	2	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	議	
琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部改正について	可決	11	3	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	議	
監査の適正化等調査に関する決議について	否決	6	8	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	○	議	

この表に掲載していない議案は全会一致で可決、請願は全会一致で採択となりました。

○=賛成 ×=反対 欠=欠席 議=議長 退=退席

※「桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について（陳情）」は起立採決の結果可否同数であったため、議長裁決により不採択と決した。

請願・陳情

番号	件名	提出者	要旨	付託委員会	委員会の意見	本会議採択結果
元年 請願 第4号	農業振興地域農用 地区域除外に関する 請願書	上法万区長 横山 史英 紹介議員：青亀 壽宏	農産物加工施設及び関連 施設建設予定地の農業振興 地域農用地区域除外できる よう町長へ意見を提出する ことを求める。	農林建設	採択	採択 (町に対し決 議文を送付)
元年 請願 第5号	東伯総合公園サッ カー場の人工芝改 修による施設の多 目的利用と住民の 健康増進並びに持 続的な施設運営に ついての請願	琴浦町体育協会 サッカー部 部長 加登脇 健一 紹介議員：桑本 始 青亀 壽宏	東伯総合公園サッカー場 の多目的利用の促進とそれ による住民の健康増進を図 るため、人工芝への改修を 求める。	教育民生	採択	採択 (町に対し決 議文を送付)
30年 陳情 第5号	琴浦町カウベル ホールの運営存続 と早期改修につい て	琴浦町カウベルホール を守る会 代表 四門 隆	カウベルホールの運営存 続と早期改修を求めるとと もに、利用者の意見集積、 運営方法の検討、及び「琴 浦町文化芸術振興ビジョン」 の策定を求める。	教育民生	継続審査	継続審査
元年 陳情 第6号	日本政府に対して、 国連の「沖縄県民 は先住民族」勧告 の撤回を求める意 見書の採択を求め る陳情書	一般社団法人 日本沖縄政策研究 フォーラム 理事長 仲村 覚	日本政府に、「沖縄県民は 先住民族」という国連の誤っ た認識と勧告の撤回を求め るよう働きかけることを求 める。	総務	継続審査	継続審査
元年 陳情 第9号	桜を見る会の実態 解明を求める意見 書の提出について (陳情)	倉吉市 足羽 佑太	国に対し、桜を見る会の 実態解明と問題の是正を求 める。	総務	不採択	不採択
元年 陳情 第10号	放送法における「受 診設備の設置」概 念の法に適合した 運用について(陳情)	倉吉市 足羽 佑太	国は、NHKに対し、受診 設備の「設置」概念について、 放送法の趣旨に従い規定を 明確化し、適切に運用する ことを求めること。	総務	不採択	不採択
元年 陳情 第11号	NHK放送のスクラ ンブル化及び、希 望者との契約の締 結に係る検討の開 始を求める意見書 の提出について(陳 情)	倉吉市 足羽 佑太	国は、NHKとの契約につ いて、災害時などの緊急時 放送を除きスクランブル化 して、希望者との間で契約 する形態に移行することの 検討を開始すること。	総務	不採択	不採択

教育民生常任委員会

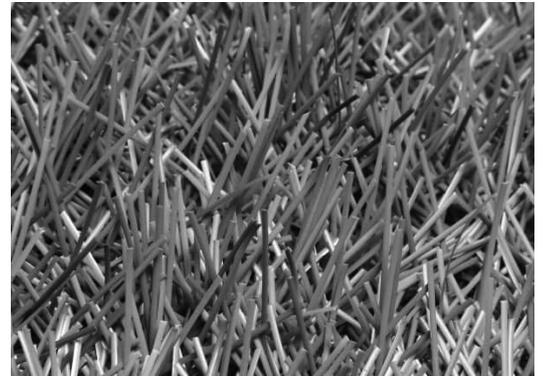
委員長 大平 高志

12月13日に委員会を開催し、所管各課から議案の説明と諸報告を受けながら自由討議を行い、その後、本会議で付託された陳情1件・請願1件を審査した。

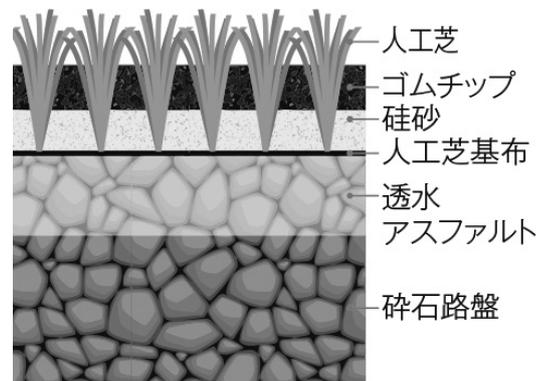
「琴浦町カウベルホールの運営存続と早期改修について」の陳情については継続審査、「東伯総合公園サッカー場の人工芝改修による施設の多目的利用と住民の健康増進並びに持続的な施設運営についての請願」については採択とした。

討議内容は以下のとおり。

- Q カウベルホール調理加工等施設の指定管理者を公募にしないのはなぜか。
- A 指定管理者の特例扱いを適用しているため。
- Q 天然芝の管理費は膨大になる。人工芝にして、サッカー場だけでなく多目的に使用することは可能か。
 - A 火気には注意が必要だが野外ライブ等、多目的に使用可能。
- Q 芝発祥の地であるが、野球場を天然芝にする等総合公園全体を総合的に考えるべきでは。
- A 事業レビュー等ふまえて検討する必要がある。
- Q 9月に実施された「琴浦町人権・同和教育意識調査」の結果はいつ頃公表するのか。
- A 無作為に1,800人を抽出し、約400名から回答があった。今年度中にまとめた。
- Q 上記調査書の内容がおおざっぱでわかりにくいという意見があるが。
 - A 前回実施したものと同様の内容はあるが、経過をみるという意図もある。
- Q 自治振興費補助金の決算書の提出をすべきだと思うが、決算報告書が正しく出されていない事業もある。
- A 指摘いただいたとおり。10項目以上にわたる自治振興費を一本化（メニュー化）して改善したい。
- Q 人工透析治療のため通院される方を、どうやって地域で支援していくのか。
- A それぞれ助成金はあるが、地域で支えあいを行っている先進地の事例も参考にしたい。
- Q カウベルホールの現状はどうなっているか。
- A 来年度からは休館にして検討に入る。3年前の見積もりでは、屋根外壁と空調設備の修理などで約8億円。実施となれば2回に分けて工事を行うことも考えている。
- Q 工事を2回にわけて行う修理は負担増となる。今回で結論を出すべき。
- A 実施するとなれば財源も検討しながらになる。



人工芝（写真提供 県サッカー協会）



会の
告

町税等滞納問題調査特別委員会

委員長 高塚 勝

平成30年6月に「住宅新築資金等貸付金並びに町税等の債権回収、滞納整理の促進に係る調査」を目的に、全議員で構成された本委員会は調査を終え、12月19日定例会に報告書を提出した。

詳細は12から15ページに掲載。

総務常任委員会

委員長 手嶋 正巳

12月17日に委員会を開催し、陳情4件について審査した。所管の各課から報告事項について説明を受けたのち、活発な議論を行った。付託された陳情第6号「日本政府に対して『沖縄県民は先住民民族』という国連の勧告の撤廃を求める陳情」は継続審査。陳情第9号「桜を見る会の実態解明を求める陳情」は不採択。陳情第10号「放送法における受信設備の設置概念の法に適合した運用について」の陳情は不採択。陳情第11号「NHK放送のスクランブル化及び希望者との契約の締結に係る検討の開始を求める陳情」は不採択とし審査を終えた。

Q 会計年度任用職員の任期は1年、最長3年とあるが、試験はどうか。

A 一般職のような試験ではないが面接試験を検討。

Q 災害時の避難者カードの徹底、カードがあれば受付もスムーズにできるが。

A 訓練等を通して改善検討。

Q 「避難所マニュアル（令和元年10月）」では学校が避難所とになっていないが、学校の避難所としての利用は。

A 学校は学習主体と考えている。

Q 避難所にwifi設置、電源確保は必要では。

A wifi設置に向け国予算利用して検討。

Q 一向平キャンプ場の指定管理の体制、24時間体制か。

A 常駐はなし。サイト利用で対応。



一向平

委員 報

農林建設常任委員会

委員長 青亀 壽宏



ワイナリー構想地から日本海をのぞむ

12月16日に委員会を開催し、所管の各課から提案されている議案の内容の説明を受け、審査した。

台風24号の災害復旧は、国庫補助分の復旧の残りは20件、小災害114件となっており、来年の作付に影響があると思われる場合は個別に説明を行うとのこと。

9月議会から継続審査になっているワイナリー構想に基づく「農業振興地域農用地区域除外に関する請願書」について、制度・仕組みとしては農振法施行規則第4条の4第1項第27号を使って農振の除外が可能になると説明を受けた。

委員から「27号計画で進めて欲しい」との意見が出され、全員一致で請願が採択された。合わせて「意見書も提出すべき」と意見があり、地方自治法第99条と同125条を適用して鳥取県に意見書を提出することになった。

町に対しては、請願の処理についての経過と結果を議会に報告するように求めている。

意見交換会

8月30日、八橋地区公民館で八橋地区出身議員と町民との意見交換会を行った。

参加者からはたくさんの意見が出された。

意見交換会のご要望は、琴浦町議会事務局（電話52-1710）まで。



参考…^{やす}滋賀県野洲市
野洲市役所納税推進課



もある。役場が滞納者の最低生活を営みながらの返済計画を支援し、福祉関係も含めて関係各部署
合同で総合的に指導を行い滞納解消をはかることが重要である。

先進事例として滋賀県野洲市では「ようこそ滞納いただきました」と滞納は生活状況のシグナル
として「野洲市くらし支えあい条例」「野洲市債権管理条例」に基づき、滞納を市民生活支援のきつ
かけにし、市民生活を壊してまでは回収しないという考えで、生活支援→生活改善・納付→地域活
性化を計って効果をあげている。参考にすべきである。

- ④ 琴浦町では、税金は「琴浦町税条例」その他の収入金は「琴浦町税外収入金の督促手数料及び延
滞金徴収条例」があり、それぞれ延滞金に関する定めがある。

税金と一部料金（介護保険・後期高齢者医療保険料）以外は、やむを得ない事由があると認めると
きは延滞金を減免する事ができるという条項を適用して延滞金を徴収していない。この条項の適用に
ついては、滞納者の状況に応じて本税等の回収を基本として規準を設定し、徴収を図るべきである。

- ⑤ 支払能力がありながら滞納となっている場合は、地方自治法、地方税法、民法等の滞納に関係す
る条例を適用し、厳正なる処置を行う。

- ⑥ 住宅新築資金等貸付金は、同和事業として、歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上
が阻害されている地域の環境改善を図るための事業であり、令和3年度には、かんば資金からの借
入金返済が終了する。平成31年3月末時点で1億4,312万円の滞納があり、琴浦町が肩代わりして
支払っている。延滞利息は条例では年10.95%徴収することになっているのに徴収していない。い
くら滞納していても延滞利息がなければ返済意欲も弱くなる可能性があり、検討すべきである。こ
の滞納回収には今までのような取り組みでは今後膨大な費用（人件費、事務費）が長期にわたり発
生する。抜本的な滞納処理の取り組みが必要である。

国、県の破綻処理の活用を推進すると共に、他府県で取り組まれている貸付金回収管理組合など
の検討も必要である。又、かんば資金からの借入金返済が終了するにあたり、特別会計を閉鎖する
プロセスの検討も必要がある。

- ⑦ 職員の滞納処理能力向上の為の研修を町単独、県、国、JIAMなどの派遣、先進地
視察など積極的に行い職員のスキルアップを図る必要がある。

これをもって調査終了とする。

生活を壊してまで回収しない
滞納を生活支援の
きっかけに

1. 調査事件

住宅新築資金等貸付金並びに町税等の債権回収、滞納整理の促進に係る調査

2. 調査の経過

平成30年6月21日、上記調査事件を目的に全議員で構成される本委員会が設置され、計8回に亘り委員会を開催し調査・研究を行った。

3. 委員会構成

委員長	高塚 勝	副委員長	大平高志			
委員	井木 裕	桑本 始	前田智章	青亀壽宏	手嶋正巳	小椋正和
	川本正一郎（平成30年12月20日辞任）		新藤登子	桑本賢治		
	澤田豊秋	押本昌幸	福本まり子	角勝計介	前田敬孝	

4. 各種税金・使用料等滞納状況一覧 (P.14)

5. 調査方法

各担当課より滞納に対する取り組み状況を聴取し、協議を行った。又、監査委員の指摘に対する町長からの回答等も協議した。(P.15)

6. 調査結果

- ① 長期滞納となれば高齢化や町外転出、役場担当者の異動など回収に伴う困難や費用（人件費、事務費等）が増大する。しかし、回収率は低く費用対効果に問題が発生する。長期滞納とならない工夫が必要である。そのためには「債権管理条例」等を制定し、徴収停止、債権放棄について明確に規定する必要がある。
- ② 保証人制度がある場合は、保証人の死亡、町外転出、所得減少等に対して的確に対応し、規準を設け速やかに保証人に対して必要な処置を行う。
- ③ 滞納者は、町の税や利用料など以外にも民間からの借金などがあり、多重債務となっている場合



各種税金・使用料等滞納状況一覧

(単位：円)

区 分	平成28年度末 合 計 (ア)	平成29年度 現年分滞納額 (イ)	平成29年度に おける滞納 繰越分収入額 (ウ)	29年度 不納欠損額	29年度 課税修正額	平成29年度末 合 計 (工)
学 校 給 食 費	267,155	30,375	15,290			282,240

区 分	平成28年度末 合 計 (ア)	平成29年度 現年分滞納額 (イ)	平成29年度に おける滞納 繰越分収入額 (ウ)	29年度 不納欠損額	29年度 課税修正額	平成29年度末 合 計 (工)
町 民 税 (個人)	18,940,670	6,456,441	9,116,508	798,755	△ 123,514	15,358,334
町 民 税 (法人)	2,309,500	50,000	457,640	1,429,700		472,160
固 定 資 産 税	73,138,653	9,887,262	15,836,131	23,756,646	26,000	43,459,138
軽 自 動 車 税	2,737,198	1,014,044	1,286,478	74,406	△ 15,900	2,374,458
国民健康保険税	75,719,599	18,202,402	25,548,380	4,993,370	△ 986,900	62,393,351
介 護 保 険 料	11,947,989	2,541,820	3,438,166	1,487,759		9,563,884
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	666,600	182,800	657,300	9,300		182,800
保 育 料	6,932,283	70,000	1,090,248			5,912,035
放課後児童クラブ 利 用 負 担 金		8,500				8,500
児 童 手 当 返 還 金	160,000		5,000			155,000
雑 入 延 長 保 育 料	26,000	600	26,000			600
生活保護返還金等 (法第63条・78条)	742,993	308,330	337,898			713,425
児 童 扶 養 手 当 返 還 金	1,409,240		195,000			1,214,240
特 別 障 害 者 手 当 返 還 金	618,900		136,000			482,900
住 宅 使 用 料	33,220,981	6,247,300	4,792,705			34,675,576
水 道 使 用 料	23,179,521	5,528,660	6,954,216			21,753,965
集 落 排 水 使 用 料	4,865,546	311,232	993,281	38,880		4,144,617
集 落 排 水 分 担 金	1,106,000		510,000			596,000
下 水 道 使 用 料	11,386,027	850,376	2,568,012			9,668,391
下 水 道 負 担 金	23,269,701	1,829,200	4,155,885			20,943,016
下 水 道 分 担 金	106,000	58,000	10,800			153,200
奨 学 資 金 貸 付 金	326,500		110,000			216,500
林 原 奨 学 基 金	246,000		246,000			0
住 宅 新 築 資 金 等	146,439,593	3,887,273	5,825,264			144,501,602
大 学 等 入 学 資 金	124,742		12,000			112,742
商 工 使 用 料	713,613		15,000			698,613
合 計	440,333,849	57,434,240	84,323,912	32,588,816	△ 1,100,314	379,755,047

注：(工) 29年度末合計 = (ア) + (イ) - (ウ) + (課税修正額) - 過年度不納欠損額
 課税修正額合計 (所得収入などの変動による税額修正) = △1,100,314円
 過年度不納欠損額合計 = 32,588,816円

平成30年5月8日付 平成29年度下半期分定期監査報告書【抜粋】

5 指導事項

(1) 債権回収及び滞納整理の促進

平成30年3月末の滞納額は、個人町民税49,246千円、法人町民税1,319千円、固定資産税48,942千円、軽自動車税2,576千円、国民健康保険税68,154千円、介護保険料9,845千円、後期高齢者医療保険料389千円、保育料6,135千円、児童クラブ利用料43千円、特別障害者手当返還金483千円、生活保護返還金745千円、児童扶養手当返還金1,259千円、ポート赤碕テナント使用料699千円、住宅使用料42,285千円、水道使用料21,755千円、集落排水使用料4,317千円、下水使用料10,603千円、集落排水分担金596千円、下水道負担金21,177千円、下水道分担金157千円、林原育英奨学金66千円、奨学資金貸付金226千円、住宅新築資金等貸付金144,502千円、大学入学資金113千円、学校給食費341千円、合計435,973千円、依然として多額の債権が滞納状況にある。

各部署では、債務者に対する訴訟手続や給水停止を行う場合など、個々の案件について、決裁時に町長説明を行っているとのことであるが、所管する債権全体の滞納状況について、報告を行っているかどうか、明らかではない。

担当課や担当者に情報がとどまっているものはないか、回収手続が行われず放置されたままになっているものはないか、各債権の状況把握及び必要に応じた担当部署への指示・指導等を行い、債権回収及び滞納整理の一層の促進を図りたい。

平成30年6月11日付 平成29年度下半期分定期監査指導事項に対する回答【抜粋】

○指導事項

(1) 債権回収および滞納整理の促進

○回答(対応方針)

各課で徴収方針に沿った徴収計画を作成し、徴収困難案件については、必要に応じて随時、琴浦町町税等滞納整理実施部会本部長及び町長に報告する体制を整えた。

実施部会では、担当課以外でもサポートできるような情報を共有することとしており、今年度も各課から滞納を減らす取組の計画、具体的な手法等を確認し、取組を促進する。なお、各課における取組の進捗管理は、事務局の税務課が行う。

徴収方針は、①現年度分を優先的に納付強化し、滞納繰越額を減らす。②新規滞納者の交渉を早期に開始する。③生活状況や納付資力を調査したうえで適切な滞納処分を実施する。

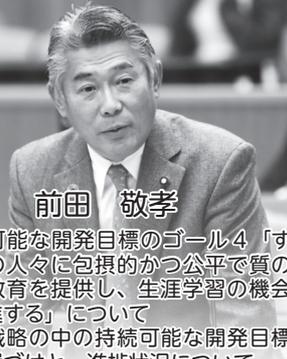
なお、これまでの取組として、私債権の困難案件においては連帯保証人に交渉し、完納（住宅新築資金）及び明渡し訴訟（建設課）を実施。税徴収の困難案件については、ふるさと広域連合に徴収委託している。

ここが聞きたい

一般質問 Q&A

一般質問とは、議員が、町長・教育長・農業委員会会長・選挙管理委員会委員長・監査委員などの執行機関に対し、事務の執行状況や将来に対する方針などについて問うもの。
本町議会の質問時間は、1人30分以内（答弁時間除く）。

通告1番



前田 敬孝

- ①持続可能な開発目標のゴール4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」について
- ②総合戦略の中の持続可能な開発目標の位置づけと、進捗状況について

通告2番



青亀 寿宏

- ①上伊勢境界確定に伴う登記完了後の措置等について
- ②農業振興地域除外事務の円滑な実施について

通告3番



手嶋 正巳

- ①企業誘致について
- ②農業振興地域農用地区域除外について

通告4番



福本まり子

- ①消費税増税後の対策は適切なものか
- ②田中新教育長の新たな教育方針や具体的な試みを伺う

通告5番



押本 昌幸

- ①山陰道工事時に発掘された遺跡等について
- ②EM菌の扱いについて
- ③中学校の制服について

通告6番



角勝 計介

- ①死後の行政手続きについて
- ②和牛の遺伝資源保護、また和牛ブランド確立の手法について
- ③家畜伝染病について

通告7番



大平 高志

- ①町民生活課の復活の考えは
- ②学校給食費の公会計化について
- ③同和対策事業について
- ④コンプライアンスについて

通告8番



高塚 勝

- ①監査報告について
- ②琴浦町差別事象対策委員会について
- ③差別等の解消について
- ④日本遺産加入について

通告9番



桑本 始

- ①大人のひきこもり
今、日本に潜む大問題について
(訪問治療と藤里方式という新たな模索)

※青字は、本紙では省略

一般質問の答弁者に「〇〇課長」とあるのは、地方自治法第121条の規定により、町長及び行政委員会の長から「委任を受けた説明員」として出席した課・局・室長の答弁。





前田 敬孝 議員

問

「誰一人取り残さない教育」の実現に向けての考えを問う

答

不登校対応、配慮を要する生徒への支援を行っている 田中教育長

質の高い教育を
すべての人に

問

日本はこの目標は達成しているかのようにだが、その下にある具体的目標まで深読みすると、障がいのある人への個別支援、不登校や引きこもり、長期の入院で教育機会を失っている児童生徒、読み書き障害がある児童生徒への対応、経済的理由で進学をあきらめざるを得ない生徒、ニートや中高年の引きこもりなど、厳しい現状が見えてくる。これらの問題は早急に解決されるべきだと思うが。

答

新学習指導要領の適用

教育長

「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」すなわち*ESDの実施に当たっては、問題解決のための学習や探究的な学習過程を重視し、グループ活動を取り入れ、協働的な学習を進めて行く。誰一人取り残さない教育という概念では、中部子ども支援センターやフリースクールへの接続支援、ICTを活用した支援、スクールカウンセラーなどを活用し、支援を行う。



4 質の高い教育を
みんなに

すべてのひとに包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し生涯教育の機会を促進する



SDGs 17の目標と169のターゲット

問

総合戦略でSDGsの位置づけは

2030年までに琴浦町が持続可能な開発目標を達成するためには、行政だけでなく、民間や教育機関、住民団体、そして町民一人一人が分ごととしてとらえ、チーム琴浦となって目標に向かう必要がある。私立公立を問わず、入試にSDGsに関連した問題が出題されるようになってきた。大阪関西万博においてはSDGsがテーマとなる。また県内でもSDGs達成に向けた動きが活発化してきた。来年度新たに策定

- 【4.4】2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技術を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 【4.a】子ども、障害者及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

教育に関する目標4と具体的目標の1部

答

手段として活用する

小松町長

される琴浦町の総合戦略の中のSDGsの位置づけはどうなっているのか。

SDGsは経済と社会と環境を組み合わせていく話である。住民からいろいろ話を聞いているが、自分ごととして取り上げ、自分ごととしての戦略を作っていく、そういう方向で考えている。総合戦略がないと、地方創生推進交付金は出さないと話になるので、年度内ということになる。具体的なアクションということになると、令和2年度の当初予算に関わってくる。あくまでもSDGsは活用するということであって、手段だと思っている。

*ESDとは

持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)は、私たちがその子孫たちが、この地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びです。

ユネスコのホームページより抜粋



青亀 壽宏 議員

問

「歴史的」停滞が支障に

答

年2回まとめてやっている
小松町長

遅滞なく
農振除外事務を



ワイナリー構想地

問 歴史的停滞が支障に

農振地域除外は農林水産課の日常業務だが、定期見直しや日常見直しの申請はどのように受け付けているのか。歴史的に停滞して支障をきたしているのではないか。

答 年2回まとめてやっている

農地を守るということで農地法はできており、基本的な考えが色濃く出てくると思う。

事前協議をして、申請が出てくる。規定通りの時間で農林水産課はやっているが、たくさん出るので年2回にまとめている。5年に一度、計画の見直しを行っている。

問 由々しき怠慢だ

農振法では「遅滞なく…しなければならぬ」となっているのに経常的に遅れている。農振除外の事務は歴史的に停滞している。申請が放置され、実害が出ている。由々しき農政上の怠慢だ。

答 放置ではないと思う

森藤（工業団地）の例もあって、宙ぶらりんな状態になることが一番恐ろしい。あってはならないと思っている。

企業は農地を持ってない大原則があつて、（県に）協議できないこともあるので条件を事前に検討し、協議するので放置ではない。

問 産業の振興に障害になっている

農地行政が遅れている。住民が被害を受け、産業の振興に障害になりそうになっている。

責任者として、自己批判の必要があるのではないか。地域の振興、町の将来にとって重要なことだ。

答 農地法のクリアが必要

経済で企業誘致はひとつの方法と思う。ただ、「農地法」があつて、守らなければならない。確実に農地法の問題もクリアできて初めて認められる。これが法律、ガバナンスだと思っている。



手嶋 正巳 議員

問

企業誘致の現状は中途半端

答

町内の事業所に対する支援に重点を置いている 小松町長

**琴浦東エリア
誘致の現状は**

問 企業誘致が中途半端になっているように感じている。報告も聞かない。活動はどうなっているのか。

答 **町内の事業所支援をメインに** 平成25年から企業誘致に取り組んできたが、状況が変わり、人材の確保が難しい。基本計画を策定しながら、町内業者を育成する方向にシフトしてきている。

問 **「琴浦東」エリアに用地を確保しているが** 企業誘致が簡単ではないことを認識している。用地を確保してから2年になるが。

答 **パンフレットを作成し候補地のPRをしている** 農振除外はまだだが、誘致の話がでたときに改めて話はさせていた。当面は農地として使っていた。きたいという説明をしている。



森藤工業団地の現状は

問 以前には企業進出の話もあったが、現在は農業の振興にシフトしてきている。農地中間管理機構に委託されたと解釈しているが。

答 平成30年に中間管理機構に委託した。農村地域工業等導入促進法に基づき計画を更新してきた。

問 今後の見通しは

答 国の予算で整備が可能

**農業振興地域農用地区域に
企業が進出する計画について**

問 ①11月1日に企業訪問された理由は。

②農業地区域の除外、農業委員会とのかわり。

答 ①トップリーダーとして訪問した。

②農業委員会に意見聴取を行い、県に申請を上げる。

問 町にとってこの計画は、雇用創出、人口増加など期待できると思うが。

答 地域の活性化、経済の振興の一助になると思う。是非企業に来ていただきたい。なんとか実現したいと思う。



福本 まり子 議員

問

①消費税増税後の対策は
②教育にかける想いは

答

①始まったばかり、カード化の普及は進まず 小松町長
②教育大綱の見直しも考える 田中教育長

景気の冷え込みを
懸念しての対策か



店舗のいたる所に掲載

問
キャッシュレス化で
置き去りにされる人は

消費税増税を見込み9月までは大型商品等の駆け込み購入があった。10月からは増税による景気の冷え込みを懸念して、国では自動車や住宅購入に対し減税するという政策が用意された。そこで、さまざまな施策の状況や方向性を伺う。

①低所得者層向け「プレミアム付き商品券」2万円を工面することが難しい人はどうするか。実施状況は、店舗によっては、現金のみとか、消費税はとらないというところもあるが、事業所の意向やキャッシュレス決済対応の状況はどうか。
③マイナンバーカード化が進んでいない中での普及と新たなポイント

還元事業の方向性は。

さらに、特定の人しか関心を示さないことが、結果として町民への不公平を生むことにならないか。

④消費税増税分は「社会保障4経費（年金・医療・介護・子育て支援）」としているが、地方消費税分の使途は。

答

小松町長・山田総務課長・渡邊福祉あんしん課長

①プレミアム商品券は、非常に煩雑で手間がかかる。消費促進目的だが、少額からでも対応している。申請は95名で36・9%。

②キャッシュレス決済は、90事業所（19・5%）で対応。

③現在マイナンバーカードは21・2%の交付率で進んでいない。「マイナポイント」の付与は情報が錯綜しているが、来年度9月以降対応予定。

ポイントの還元方法は、民間のキャッシュレス業者を統合して一つの窓口をつくる方向で国は検討中。また、令和3年3月から健康保険証への利用が開始予定。
④消費税増税分の充当は、社会保障費にということなので、一般財源の形だが福祉に充当する。

自主的、主体的に
取り組む教育活動を

問
新教育長に
教育にかける想いを伺う

子どもたちを取り巻く環境、特にいじめや貧困問題、そして教職員の働き方改革関連法や女性活躍・ハラスメント規制法が施行されるなか、変革を求められており、課題は山積している。大人社会の抱える問題が子どもに大きく影響していると思うが。

答

田中教育長

「ふるさとを愛し、未来を拓く琴浦っ子の育成」の基本方針をふまえて、琴浦町教育大綱の見直しも考える。
①教職員の多忙化解消にむけての取り組みを推進。

②地域の教育資源の発掘と活用。
コミュニティ・スクールの取組。

③外国語教育の充実。
④情報教育、情報モラルをふまえたIT教育。

そして、公民館は、住民の生活・地域課題に即したものに。
人権教育は非常に大切な問題。事業の本質的な意味や効果を問い直し、改革を考える。



押本 昌幸 議員

問

- ①山陰道工事に伴う遺跡発掘について
- ②中学生制服見直しのその後について

答

- ①ふるさと教育につなげていく
- ②アンケートの結果ニーズを認めた

問 山陰道工事に伴う遺跡発掘について

合併以来、議会でこの遺跡についての質問はなかったが、
 ①「古代山陰道ウォーク」のようすはどうだったのか。
 ②たくさん遺跡が発掘されたが、どういったものだったのか。

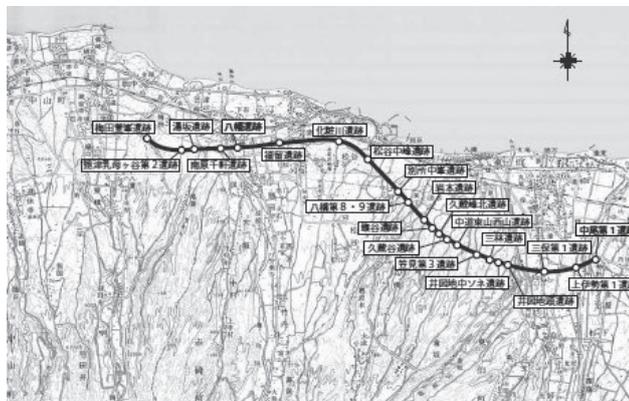
答

①②は町長
 ②-1は教育長
 ①県埋蔵文化財センターの主催で30名の参加。他課との連携はしていない。
 ②工事の事前発掘調査ということ、国道省が記録保存しているが、現状は道路になっている。

問 有用な遺跡ではなかったのか

②-2「井ノ頭」は弥生時代の社会、生活を知る遺跡であり、「笠見第3」などは弥生時代の勾玉をつくる遺構や遺跡。「八橋8・9」は古代の鍛冶の遺物等の発見。山陰道建設の事前調査のため、遺跡の全体は不明。「笠見第3」は全体の5分の1程度の調査だ。調査範囲は現在なくなっている、観光などの他課との連携は難しい。

「笠見第3」は縄文弥生の遺跡住居



第1図 琴浦町内一般国道9号(東伯中山道路)関連遺跡位置図
 鳥取県埋蔵文化財センター調査報告書(2007年)から

跡が170棟発掘されていて面積は2ヘクタールの史跡になっている「妻木晩田」は70棟だが面積は10ヘクタール。可能性が高い。また鹿・イノシシの落とし穴が見つかっている。昨今イノシシの被害のことが農林関係であるが、弥生時代からある。したがって遺跡発掘は農林・商工には関係ないのではなく、歴史的に広く今につながっている。八橋の奥で銅鐸・銅剣・銅矛が揃って見つかった。これは報告書によれば出雲の神庭荒神谷遺跡に匹敵する。遺跡はなくなったが「町民憲章」にある「歴史と文化の薫る町」に努めてほしい。

答

町長「遺跡も単に土の下にあるという話だけでもなく、専門家もいるので、観光戦略を練りたいと思う。」

問 中学生制服の見直しのその後

教育長「学校が今進めようとしているふるさと教育につながっていく。「キャリアパスポート」ということで小1から中3まで地元についていろんなことをする。地元よさを見つけていく。地域の方にも協力をしてもらおう。」

答

女子生徒のスカートをスラックスとの選択制にすることについて、児童生徒と保護者にアンケートを実施し、結果、選択制を導入する。購入については、町が決められているわけではなく、中学校側があっせんしているという形での購入になっている。



赤碓中のスラックス見本



角勝 計介 議員

問 死後の行政手続きの簡素化

答 最後は接遇 小松町長

ワンストップで



愛媛県新居浜市役所 おくやみコーナー

問

死後の行政手続きについて、配偶者、親族などが亡くなった後に、遺族の方々が行う手続きについて、負担を軽くできないものか、ワンストップでできる仕組みについて、先進自治体の取り組みとも比較して問題点、改善点をお聞きしたい。

答

できる限り改善したい

火葬場の手続き以後の手続きで、それぞれ人により手続きが変わるため、最初の日には一旦お帰りをいただいて、窓口としては各課に紹介をかけて一枚のチェックリストを作成し、後日、手続きをお願いしている。先進事例としては出雲市で、「お悔やみコーナー」を設け、担当者がここに来て手続きする。本町は担当課を回っていただく。AI化が進めばも

う少し業務改善がなされるかと思う。

問

AI化はわかるが

情報機器に関しては、誰もが自由自在に操れるわけではない。まして高齢化社会、また直前に家族を亡くされた方が、憔悴した気持ちの中で手続きをせねばならない。人間は感情の動物、根底にあるものを今一度ご確認頂きたい。

答

町民に寄り添って

来られた方が、何を求められているか感じ取ることがAIより先に行うべきことと考えている。

和牛ブランド確立

問

町内で食べられないか

和牛の遺伝資源の保護と、和牛ブランドの確立について、肉質日本一の白鵬の生まれた町として、そのお宝をどう有効活用していくのか、また、どうすれば町内でもその肉を食することができるのか、手立てはないものか、伺いたい。

答

ハレの日

何か祝いごととか、高齢者の方に年金が出たとき、A級グルメとして地元の人々が味わえる。そこに支援することはできるかと思う。

問

家畜法定伝染病の対策は

鳥インフルエンザ、豚コレラ等、いつ発生してもおかしくない状況下、対応できる体制ができているのか、実際にことが起きれば戦場。そのための訓練に町として参加実績はあるのか。また、事後の対応として再生産に向けての支援体制は。

答

法律に則して

今のところ家畜伝染病予防法上の、国の対応しか考えていないが、不備、不足はそのつと出てくると考えている。



防疫訓練の様子



大平 高志 議員

問 給食費の公会計化の見通しは

答 令和3年度実施に向け作業 田中教育長

給食費の公会計化は

問

文科省は令和元年7月31日、給食費の徴収・管理業務について「公会計化」を求める通知を出し、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を公表した。そこで通知に対する見解と給食費の公会計化の見通し、徴収方法と徴収状況、未納者に対し、徴収方法で工夫していること。見込まれる効果と課題について伺う。

答

田中教育長

教員の業務軽減や給食費会計の明瞭化を目的に、令和3年度実施に向け作業を進めている。徴収率は99・58%。滞納は督促と面談を行い、就学支援の対象となる人には申請を促している。保護者のメリットは、口座引き落とし手数料が不要になる。いろいろな納入方法を考え利便性が増すと思っている。地元の特産品を提供したふるさと教育が実施しやすくなる。デメリットとして学校側の協力が得られなく未納時の接触がしづらくなり滞納額が増す懸念がある。

問 公金を入れてでも

食材部分については保護者が支払うことになっているが、意義のあるものは公金を入れてでもやっている、そういう考えでいいか。

答

そのとおりである

田中教育長

ふるさとの食材、これに誇りをもってもらおう献立も進めていきたい。

**固定資産税減免は
約束ごとか**

問

平成30年12月5日部落解放総合施策及び2019年度解放事業要請について(回答)、この中に固定資産税減免を事前に約束したくだりがあるが、これは事実か。事実とした場合、議会では廃止が決議されているが民間運動団体と議会の議決のどちらが重たいと考えるのか。

答

要請に回答したものの

小松町長

要請があつて、それに対して回答したもの。来年の予算でどうするか検討している。

問 すでに要望書が

すでに要望書が直近で出されているようだが、どうなのか。

答 受けている

小松町長

今年の要望を受けている。

問 予定か

部落解放同盟琴浦町協議会と県にも出す予定か。

問 どちらが重たい

議会では既に廃止の方が決議されているが、民間運動団体と議会の議決とどちらが重たいのか。

答 重く受け止めて、そういう回答にしたい

問 だからどちらが重たいのか

答 比較の問題ではない



高塚 勝 議員

問

同和対策事業監査対応は

答

意識調査を参考に対応
協議会に指導している

小松町長
田中教育長

**同和対策事業
監査対応は**

問

監査請求で提出された同和対策事業の指摘事項の対応は。

国は、平成14年同和対策事業が失効するにあたり、一般対策に移行することとした。理由は、①特別対策は時限的なもの、膨大な事業で同和地区の状況は大きく変化した。②特別対策を続けることは、差別解消に有効でない。③人口移動が激しい状況下、同和地区・同和関係者に限定した施策は実務上困難としている。

答

現在意識調査中

小松町長

事業については、意識調査を見ながら検討する。部落解放同盟琴浦町協議会（以下、協議会という。）補助金は、適切な予算執行する。住宅新築資金等貸付事業は、基本計画を策定して徴収している。

答

指導を行っている

田中教育長

協議会補助金については、助成対象を明確にし、旅費は町の旅費規程を適用する。研修旅費の誤りは今年度返還してもらう。復命書の未提出

なども指導を行い複数の職員でチェックする。

**町差別事象対策委員
会の結果は**

問

①昨年6月の私の質問が差別発言と県等に報告されたが、議会は差別ではないと撤回決議をしたので、報告書は取り下げたのに、9月2日の町差別事象委員会では、協議結果は変わらないとある。何故か。

②委員に部落解放同盟琴浦町協議会の2名が委員となっている。中立性が保たれていないのでは。

答

結果は変わらない

小松町長

①昨年6月の（高塚議員）の発言は、差別事象にあたるという結果は変わらないという委員会の結論。
②行政を進めるところで、琴浦町だけでなく県なども部落解放同盟と一緒にやっているところ。検討はする。

LGBT、色弱者対応は

問

①LGBT、色弱者の方々に
対する取り組みは。

②同性パートナーシップ証明制度を導入すべきでは。

答

検討していく

小松町長

①講習会等をそのつど行い、啓発を続ける。
②証明書の発行導入にはどういう問題があるか検討していく。

答

取り組んでいる

田中教育長

学校教育、社会教育を通じて取り組んでいる。

大山道^{みち}日本遺産追加入を

問

大山道^{みち}が日本遺産に認定されているが、川床から大休峠までしか入っていない。大休峠から一向平も追加申請すべきでは。

答

検討する

小松町長

来年度加入の大山山麓・日野川流域観光推進協議会で日本遺産追加ができるか検討したい。



桑本 始 議員

問

引きこもり
「8050問題」について

答

複合課題に対応する

小松町長

今、日本に潜む大問題
「引きこもり」

問

①全国で引きこもり者数115万人、鳥取県下で65人の内、琴浦町18人の引きこもりについて自治体としての対応はどの様なのか。

②藤里方式について（秋田県藤里町113人の引きこもりを社協が福祉職の常識を変え、3分の1を就職させたという地域福祉実践）の見解は。

③藤里方式の取り組み事例として、「こみっと」福祉拠点に引きこもり者を登録し、施設において引きこもり者職業体験カリキュラム、若者訓練、機能訓練、就労支援等による機能する組織づくり、ホームヘルパーの意識改革、各種福祉資格の取得、一般職員・管理職の人材育成）を浦安の地区公民館でいかせないか。

④町民すべてが生涯現役をめざせる町づくりについて（藤里社協が町の特産品「白神まいたけ」の製造販売で町に貢献）。

答

①社会的な問題という点でクローズアップされていると認識している。

小松町長

県下でも40代から50代が過半数を占め、期間が10年以上に及ぶケースが6割あり、要は40代の方たちの引きこもりという問題。町内に18人という話は承知している。今、話題は、就職氷河期の人たちが外に出て働かなくてはいいない環境をつくることも人口減少で課題になっているが、引きこもり「8050問題」は認識している。

②今後、アウトリーチ（家庭の訪問）方式による実態調査を検討する。

小松町長

時間はかかるが、実態調査を社協の組織でやられたという事例だが、社協、町の担当課を含め、行動がなければ始まらない。

③今の時代に合った補助金の交付割合を検討している。

渡邊福祉あんしん課長

社協の存在意識として、社協が地域福祉を担うんだという志を持って熱心に多岐にわたって地域福祉事業に取り組んでいる。今の時代に合った補助金の交付割合を検討している。

③人あつてのサービス事業であり、自らの役割を果たす土壌づくりが必要。

小松町長

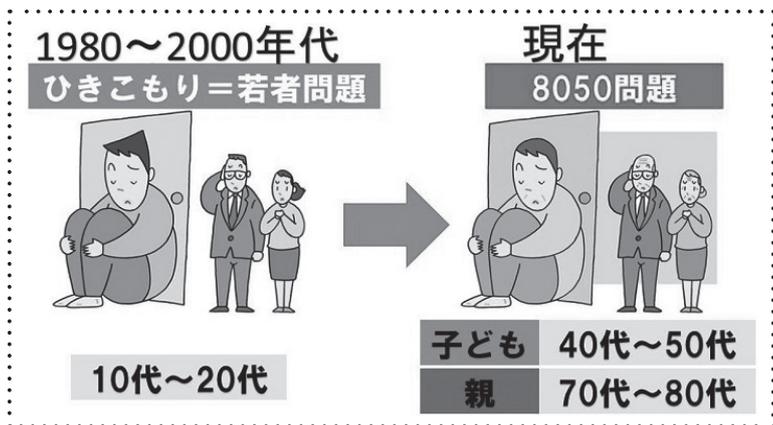
社協レビューの意見を基に、組織、人材育成、経営面も含め協議

していく。

④藤里社協に学んで習い、コミュニケーションの中で琴浦に吹く新しい風を。

小松町長

藤里社協は平成27年の地方創生事業に参入され、「人づくり事業」「仕事づくり事業」「若者支援事業」の中で地元特産品のお金に目をつけ、収益事業に取り組まれ、町や地域に貢献されているが、やはり先進事例に学んで習うべきと考えている。



8050問題（佐賀県鳥栖市ホームページから）

町民の声

敬称略

ふれ愛・支え愛・笑い愛のような心のバリアフリーも

私は身体に障がいがあり、車いすで生活しています。

琴浦町で生まれ育ち、地元の小中高、短大を経て、現在は自宅近くの福祉事業所で働いています。そして休みの日には、米子を拠点にふうせんバレーボールの活動をしています。

ふうせんバレーボールとは、障がいのある人となない人が一緒になってできるバリアフリースポーツです。ふれ愛・支え愛・笑い愛をモットーにしており、子どもから高齢者まで誰でも楽しむことができます。私は、ふうせんバレーを始めて10年以上経ちますが、たくさんの人と出会い、繋がりができました。そして、仲間と共に2015年から全国大会に出場し、2018年に念願の総合優勝を果たすことができました。本当に嬉しいかぎりです。

日々生活していく中で、物理的なバリアフリーはもちろんですが、ふれ愛・支え愛・笑い愛のような心のバリアフリーも広がって、誰もが安心して暮らせる琴浦町であってほしいと願います。



富本 理絵



「町防災マニュアル」から思う

ここ数年、地震・台風・集中豪雨と、自然災害が頻発し、毎年のように各地で大きな被害が出ています。

幸い、琴浦町は大きな災害に見舞われずほっとしているところですが、温暖化の影響か、近年、異常気象が常態化しており、これからも安全なのかと、琴浦町の「防災マニュアル」を久しぶりに引っ張り出してみました。

琴浦町は、天神川のような大きな川も、北条砂丘後背地のような軟弱地盤もなく、水害にも地震にも、比較的 안전한地域だろうと思っていました。防災マニュアルによれば、思っていたとおり私が住んでいる浦安小学校区は、急傾斜地域も土砂災害危険区域もなく、ちょっと安心しました。

しかし、避難所マップには浸水区域の記載はなく、本当に町全域で安全なのだろうか。加勢蛇川は、洗川は、勝田川は、大丈夫なのだろうか。ハザードマップではどうなっているのだろうか、気になるところです。

最近、今まで宅地として利用していなかった水田などが、ところかまわず無制限に家が建っているように思われます。これから家を建てようと思っている人は、価格、利便性だけでなく防災面も考慮したほうがよいのではないかと、老婆心に思ってしまうこのごろです。



盛山 桂一

表紙写真

撮影地 八橋

(撮影/押本昌幸)

議会広報常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 澤田 豊秋 |
| 副委員長 | 角勝 計介 |
| 委員 | 高塚 勝 |
| 委員 | 押本 昌幸 |
| 委員 | 福本 昌幸 |
| 委員 | 前田 敬孝 |

ただ、この正確に、わかりやすく、伝えることの難しさを乗り越えることは、議員個々にとっても大切なことです。少しは実になったのでしょうか。それは、やがて、選挙民たる町民の方々が判断されることになるでしょう。それでは、また…。(まごゆき)

あとがき

今までまる二年間、今のメンバーでこの「議会だより」を制作してきましたが、慣例により二年で委員会構成メンバーが変わることになっております。

したがって同じメンバーでの広報誌づくりは、これが最後。二年間で、どれだけ「広報上手」になれたでしょうか。議会での大事なことを、正確に、わかりやすく伝える、町民の皆さんに。難しいことです。

